

令和3年度分 市民税・県民税申告書の手引き

申告書の提出期限は3月15日（月）です

申告しなければならない人

1. 令和3年1月1日現在、輪島市にお住まいの方で、令和2年1月から12月までの間に各種所得（内職、パート、日雇い等も含みます。）のあった人
2. 給与・公的年金等の所得者で、医療費控除、寄附金控除などを受けようとする人

申告をする必要がない人

1. 令和2年分所得税の確定申告書を提出した人
2. 前年中の収入が給与のみの方で、勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出されている人（提出されているかは、勤務先にご確認ください。）
3. 前年中の収入が公的年金等のみの方で、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の所得控除（医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除など）がない人

所得（収入）がなくても申告をする必要がある人

1. 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減を受けようとする人（他市町村在住の親族に扶養されている人、または非課税年金（障害年金、遺族年金など）を受給している人など）
2. 介護保険第1号被保険者（65歳以上）で、他市町村在住の親族に扶養されている人、または非課税年金（障害年金、遺族年金など）を受給している人
3. 各種証明書（課税、所得、納税証明書）の交付を後日受けようとする人
4. 保育所の入所や公営住宅の入居、各種福祉手当の受給など、所得・課税額に基づき算定される各種行政サービスを受けようとする人

申告に必要なもの

※必ずご持参ください

1. 申告書
2. 印鑑（認印で可）
3. 個人番号と本人確認ができるもの【個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳など）】
※郵送で提出する場合は写しを添付してください。保険証の場合は、「保険者番号」と「記号」と「番号」にマスキングを施して見えないようにしてください。
4. 給与・年金所得者は、源泉徴収票または支払者の証明書、その他の所得がある方は収支明細書や帳簿・領収書など
5. 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、その他の社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金等の領収書または控除証明書
6. (1)医療費控除を受けようとする人は、医療費控除の明細書または医療費通知書(医療費のお知らせ・医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合に限りです。)
(2)セルフメディケーション税制を受けようとする人は、セルフメディケーション税制の明細書
7. 障害者控除を受けようとする人は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、輪島市障害者控除対象者認定書

※ 申告書を郵送する場合は、必要事項を記入の上、関係書類（源泉徴収票、控除証明書など）を同封し、輪島市役所市民生活部税務課へお送りください。

【申告書の提出・お問い合わせ先】

〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地 輪島市役所市民生活部税務課 ☎23-1126
〒927-2192 輪島市門前町走出6の69番地 門前総合支所地域生活課 ☎42-9916

申告する所得および控除は、
令和2年1月1日から12月31日までの1年間の分です。

記 載 例

令和3年度分 市民税・県民税申告書 (令和2年中の所得及び控除)

(あて先) 輪島市長	現住所	輪島市二ツ屋町2字29番地	業種又は職業	会社員
	令和3年1月1日の住所	輪島市二ツ屋町2字29番地	電話番号	(自)・勤務先・携帯) 0768 - 23 - 1126
提出年月日	フリガナ	ワジマ タロウ	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
年 月 日	氏名	輪島 太郎	生 年 月 日	世帯主の氏名
			大・昭・平 27年 4月 1日	輪島 太郎
				続 柄
				本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円
	国民健康保険税	240,000	円
	国民(厚生)年金保険料	187,080	円
	後期・介護・その他の保険料	106,500	円
	合 計	533,580	円
15 生命保険料控除	(支払った)新生命保険料の計	(支払った)旧生命保険料の計	円
		120,000	円
	(支払った)新個人年金保険料の計	(支払った)旧個人年金保険料の計	円
		240,000	円
16 地震保険料控除	(支払った)地震保険料の計	(支払った)旧長期損害保険料の計	円
	100,000		円
17 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚	18 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	19 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除	(学校名)
20 障害者控除	氏名 輪島 一郎	障害の程度	身障3 級
	個人番号 1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3	氏名	障害の程度
21~22 配偶者の氏名 輪島 花子		大・昭・平 27年 4月 2日生	配偶者の合計所得金額 100,000円
23 扶養控除	氏名 輪島 一郎	大・昭(平)・令 8年 5月 23日生	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 続柄 子 33 万円
	氏名 輪島 きく	大・昭(平)・令 6年 8月 17日生	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 続柄 母 45 万円
	氏名	大・昭・平・令 年 月 日生	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 控除額 万円
	氏名	大・昭・平・令 年 月 日生	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 控除額 万円
	氏名	平・令 年 月 日生	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 控除額 万円
16歳未満の扶養親族の控除対象外)		氏名	平・令 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 控除額 万円
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「13」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計	780,000 円

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	業	農業	イ	
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	3,456,000
		公的年金等	キ	1,450,000
		雑	業務	ク
		その他	ケ	
		総合譲渡	短期	コ
			長期	サ
2 所得金額	事業	営業等	①	
	業	農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	2,239,200
		公的年金等	⑦	350,000
		雑	業務	⑧
		その他	⑨	
		合計	(⑦+⑧+⑨)	⑩
		総合譲渡・一時		⑪
	合計		⑫ 2,589,200	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	13	533,580	
	小規模企業共済等掛金控除	14		
	生命保険料控除	15	70,000	
	地震保険料控除	16	25,000	
	寡婦、ひとり親控除	17~18		
	勤労学生、障害者控除	19~20	260,000	
	配偶者(特別)控除	21~22	330,000	
	扶養控除	23	780,000	
	基礎控除	24	430,000	
	13から24までの計	25	2,428,580	
	雑損控除	26		
医療費控除	27	30,000		
合計	28	2,458,580		
	(25+26+27)			

26 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
27 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	円
	200,000	70,000	円

前年中に所得がなかった人は、記入してください。

1. 下記の人から扶養または援助を受けていた

(住所) (理由)

(氏名) (続柄) 学生 その他()

2. 遺族年金・老齢福祉年金・障害年金・生活保護を受けていた

3. その他の理由で所得がなかった人は、生活の状況について具体的に記入してください。(例：病気で入院していた、雇用保険の失業給付を受けていた)

前年中に所得がなかった人は、
通信欄に生活の状況を記入してください

申告書表面

手順1 住所、氏名などを記入してください

住所、氏名、生年月日、職業、電話番号、個人番号などを記入してください。
 ※提出の際は、押印（認印可）してください。

手順2 収入金額等、所得金額を計算し記入してください

1 収入金額等（ア～シ）

所得の種類ごとに収入金額（前年中の確定した収入金額）を記入してください。

2 所得金額（①～⑪）

収入金額等から必要経費（前年中に収入を得るために要した費用）を差し引いた金額を記入してください。なお、事業所得・不動産所得は必要経費および専従者給与控除額を差し引いた金額を、給与所得および公的年金等に係る雑所得は各控除額を差し引いた金額を記入してください。

（収入・所得の種類・内容）

事業	①	営 業 等	◎漆器業、漁業、卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、サービス業、商品外交員、生命保険外交員、ホステスなど 農業以外の事業から生ずる所得	所得は、申告書裏面または別紙の収支内訳書を使用して計算してください。
	②	農 業	◎米、野菜、花卉、果樹などの生産や栽培などから生ずる所得	
	③	不 動 産	◎貸家、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得	
④	利 子	◎公社債や預貯金の利子および公社債投資信託の収益の分配金などによる所得 源泉分離課税となっている預貯金の利子などは申告不要です。		
⑤	配 当	◎株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金などによる所得 上場株式等に関する配当は申告不要です。ただし、非上場株式や大口の上場株式に関する配当は申告が必要です。		
⑦ 雑 ⑨	⑥	給 与	◎給料、賃金、賞与などの収入（前年中の総受払額で税金などを差し引く前の金額）から給与所得控除額を引いたもの ◎日給または所得税を徴収していない事業所などに勤務している人は、事業所などから受け取った給与の明細書をもとに記入するか、または申告書裏面の給与所得の内訳欄に月別収入金額、日給、稼働日数および勤務先を記入してください。	給与・公的年金等に係る所得の計算方法は、7ページに掲載されています。
		公 的 年 金 等	◎国民年金や厚生年金、共済年金、恩給などの収入から公的年金等控除額を差し引いたもの	
⑪	⑩	そ の 他	◎生命保険個人年金、互助年金、原稿料、謝金などで、いずれの所得にも該当しない所得	
		総 合 譲 渡	◎営業権、車両、機械器具、ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得	
	⑪	一 時	◎賞金、懸賞当選金、生命保険や損害保険の満期・解約返戻金など、労務や役務の対価に該当しない一時的な所得	

※ 分離課税に係る所得（土地・建物等の譲渡所得、株式等の譲渡等・配当所得、山林所得、退職所得など）については、輪島市役所市民生活部税務課へお問い合わせください。

手順3 所得から差し引かれる金額（所得控除）を記入してください

<p>⑬ 社会保険料控除</p>	<p>◎あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、負担した社会保険料（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）で、あなたが前年中に支払った金額を控除することができます。</p>																						
<p>⑭ 小規模企業共済等掛金控除</p>	<p>◎小規模企業共済制度に基づき支払った共済契約の掛金や、心身障害者扶養共済制度の掛金、確定拠出年金の企業型または個人型年金加入者掛金で、あなたが前年中に支払った金額を控除することができます。</p>																						
<p>⑮ 生命保険料控除</p>	<p>◎あなたが生命保険契約、個人年金保険契約および介護医療保険契約に基づいて、あなたや配偶者、その他の親族のために前年中に支払った保険料がある場合は、各保険料ごとに次の計算方法により控除することができます。 〈合計した控除額の適用限度額は7万円〉</p> <p>①新契約（H24.1.1以後の契約）の場合 （新生命保険料、新個人年金保険料および介護医療保険料）</p> <table border="1" data-bbox="486 616 1396 772"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の額</th> <th>控除額（計算方法）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え32,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料×1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超え56,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料×1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円を超える場合</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②旧契約（H23.12.31以前の契約）の場合 （旧生命保険料および旧個人年金保険料）</p> <table border="1" data-bbox="486 828 1396 985"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の額</th> <th>控除額（計算方法）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超え40,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料×1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超え70,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料×1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超える場合</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③新契約①と旧契約②の両方について控除を受ける場合</p> <table border="1" data-bbox="486 1008 1396 1041"> <tr> <td>①+②の控除額</td> <td>※控除限度額 28,000円</td> </tr> </table>	支払った保険料の額	控除額（計算方法）	12,000円以下の場合	支払った保険料の全額	12,000円を超え32,000円以下の場合	支払った保険料×1/2 + 6,000円	32,000円を超え56,000円以下の場合	支払った保険料×1/4 + 14,000円	56,000円を超える場合	一律 28,000円	支払った保険料の額	控除額（計算方法）	15,000円以下の場合	支払った保険料の全額	15,000円を超え40,000円以下の場合	支払った保険料×1/2 + 7,500円	40,000円を超え70,000円以下の場合	支払った保険料×1/4 + 17,500円	70,000円を超える場合	一律 35,000円	①+②の控除額	※控除限度額 28,000円
支払った保険料の額	控除額（計算方法）																						
12,000円以下の場合	支払った保険料の全額																						
12,000円を超え32,000円以下の場合	支払った保険料×1/2 + 6,000円																						
32,000円を超え56,000円以下の場合	支払った保険料×1/4 + 14,000円																						
56,000円を超える場合	一律 28,000円																						
支払った保険料の額	控除額（計算方法）																						
15,000円以下の場合	支払った保険料の全額																						
15,000円を超え40,000円以下の場合	支払った保険料×1/2 + 7,500円																						
40,000円を超え70,000円以下の場合	支払った保険料×1/4 + 17,500円																						
70,000円を超える場合	一律 35,000円																						
①+②の控除額	※控除限度額 28,000円																						
<p>⑯ 地震保険料控除</p>	<p>◎あなたが地震保険契約などに基づいて前年中に支払った保険料がある場合は、次の計算方法によりその全部または一部を控除することができます。</p> <p>①地震保険料</p> <table border="1" data-bbox="486 1187 1396 1220"> <tr> <td>支払った保険料の額×1/2</td> <td>※控除限度額 25,000円</td> </tr> </table> <p>②旧長期損害保険料</p> <table border="1" data-bbox="486 1243 1396 1377"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の額</th> <th>控除額（計算方法）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円を超え15,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料×1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超える場合</td> <td>一律 10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③地震保険料および旧長期損害保険料の両方を支払った場合</p> <table border="1" data-bbox="486 1400 1396 1433"> <tr> <td>①+②の控除額</td> <td>※控除限度額 25,000円</td> </tr> </table> <p>※旧長期損害保険とは、満期返金のある保険期間が10年以上の保険契約で、平成18年12月末日までに契約を締結したものをいいます。 ※同一の契約によるものは、どちらか一方しか控除できません。 ※建物の用途が居住以外（納屋・車庫など）の場合は、控除の対象となりません。</p>	支払った保険料の額×1/2	※控除限度額 25,000円	支払った保険料の額	控除額（計算方法）	5,000円以下の場合	支払った保険料の全額	5,000円を超え15,000円以下の場合	支払った保険料×1/2 + 2,500円	15,000円を超える場合	一律 10,000円	①+②の控除額	※控除限度額 25,000円										
支払った保険料の額×1/2	※控除限度額 25,000円																						
支払った保険料の額	控除額（計算方法）																						
5,000円以下の場合	支払った保険料の全額																						
5,000円を超え15,000円以下の場合	支払った保険料×1/2 + 2,500円																						
15,000円を超える場合	一律 10,000円																						
①+②の控除額	※控除限度額 25,000円																						
<p>⑰ 雑損控除</p>	<p>◎あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が前年中に災害等による損失を受けた場合に、①と②のいずれか多い方を控除することができます。</p> <p>①差引損失額 - 総所得金額の10% ②差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円</p>																						
<p>⑱ 医療費控除 右記の①と②のどちらかを選択</p>	<p>①あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、前年中に病気の治療などに支払った医療費のうち、あなたの総所得金額の5%（10万円を超える場合は10万円）を超える金額を控除することができます。 〈従来の医療費控除。最高控除額は200万円〉</p> <p>②あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組（人間ドックやインフルエンザの予防接種など、法令に基づき行われる健康の保持増進及び疾病の予防への取組）を行っており、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、前年中に支払った特定一般医薬品等購入費があるときは、12,000円を超える金額を控除することができます。 〈セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)。最高控除額は8万8千円〉</p> <p>※医療費控除を申告する場合は「医療費控除の明細書」が必要です。</p>																						

これらの控除を受ける人は、控除に関する証明書を添付または提示してください。

⑰	寡婦控除	◎あなたの合計所得金額が500万円以下で、あなたが次のいずれかに該当する場合は控除が受けられます。 ①夫と離別した後に婚姻をしていない人で、子以外の扶養親族（総所得金額等が48万円以下）を扶養している場合 ②夫と死別後に婚姻をしていない人または夫の生死が不明の人 ※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載があるかたは対象外			控除額
					26万円
⑱	ひとり親控除	◎あなたの合計所得金額が500万円以下で、あなたの婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を扶養している単身者であれば、控除が受けられます。 ※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載があるかたは対象外			30万円
⑲	勤労学生控除	◎あなたが学生または生徒で、合計所得金額が75万円以下（自己の勤労によらない所得が10万円以下）であれば控除が受けられます。			26万円
⑳	障害者控除	◎あなたやあなたが扶養する合計所得金額が48万円以下の配偶者および扶養親族が障害者の場合は、控除が受けられます。控除を受ける場合には、その方の氏名と障害の程度を申告書左欄㉑に記入してください。（あなたが扶養する同一生計配偶者が障害者である場合も控除が受けられます。）			
		障害者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳を持っている人、福祉事務所長の輪島市障害者控除対象者認定(普通障害)を受けている人など	26万円	
		特別障害者	身体障害者手帳(1・2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、療育手帳(A)、戦傷病者手帳(特別項症から第三項症まで)を持っている人、福祉事務所長の輪島市障害者控除対象者認定(特別障害)を受けている人など	30万円	
	同居特別障害者	特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居をしている場合	53万円		
㉑	配偶者控除 (7ページ参照)	◎あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族、事業専従者を除く。）の合計所得金額が48万円以下の場合は次のいずれかの控除が受けられます。			
		70歳未満	昭和26年1月2日以降生まれの人	33万円～11万円	
		70歳以上	昭和26年1月1日以前生まれの人	38万円～13万円	
㉒	配偶者特別控除 (7ページ参照)	◎あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族、事業専従者を除く。）の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合は特別控除が受けられます。			
	同一生計配偶者	◎あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円を超え、あなたと生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族、事業専従者を除く。）の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合は、市・県民税の課税判定に必要ですので、必要事項を記載し同一生計配偶者欄にチェックをしてください。			
㉓	扶養控除	◎あなたと生計を一にする親族（他の人の扶養親族、事業専従者を除く。）のうち合計所得金額が48万円以下の人を有している場合は、それぞれ次のいずれかの控除が受けられます。なお、16歳未満の年少扶養親族は控除を受けられませんが、市・県民税の課税判定に必要ですので、申告書表面左側の控除対象外の扶養親族欄に氏名などを記入してください。			
		16歳未満	平成17年1月2日以降生まれの人	年少扶養	控除額なし
		16歳以上19歳未満	平成14年1月2日～平成17年1月1日生まれの人	一般扶養	33万円
		19歳以上23歳未満	平成10年1月2日～平成14年1月1日生まれの人	特定扶養	45万円
		23歳以上70歳未満	昭和26年1月2日～平成10年1月1日生まれの人	一般扶養	33万円
		70歳以上	昭和26年1月1日以前生まれの人	老人扶養	38万円
		同居老親扶養(※)	45万円		
※同居老親扶養は、老人扶養親族のうち納税義務者または配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で、納税義務者またはその配偶者と同居している場合に控除が受けられます。					
㉔	基礎控除	◎基礎控除は、あなたの合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。			
		合計所得金額	控除額		
		2,400万円以下	43万円		
		2,400万円超～2,450万円以下	29万円		
		2,450万円超～2,500万円以下	15万円		
	2,500万円超	0円			

5 市県民税の納付方法

給与所得者で給与所得以外の所得に対する市・県民税を給与から差し引くことを希望する場合は「特別徴収」の欄にチェックし、自分で納付することを希望する場合は「普通徴収」の欄にチェックしてください。

申告書裏面

手順4 所得・必要経費の内訳、税額控除などを記入してください

6 事業所得（営業等）の計算

①～④欄には、前年中の事業による収入や、事業に要した経費の金額を記入してください。

① 売上（収入）金額	前年中の総収入金額（代金の未収入、雑収入、家事消費分含む）
② 期首たな卸高	1月1日現在の商品等の在庫残高
③ 仕入金額	原材料、製品等の仕入金額（代金未払分含む）
④ 期末たな卸高	12月31日現在の商品等の在庫残高
⑥～⑲ 必要経費	前年中の事業に要した必要経費（内訳）
⑳ 専従者控除額	事業専従者への給与支払額

7 給与所得の内訳

日雇いの大工・左官などをしている人および源泉徴収をしていない事業所や日給制の職場で働いている人の記入欄です。収入金額は手取り額ではなく、保険料などを差し引く前の総収入金額です。

※事業所などからの支払額の証明書・明細書を確認または提示してください。

8 不動産所得に関する事項

前年中に不動産の貸付による収入があった人は、この欄に記入してください。

9 総合譲渡・一時所得に関する事項

前年中に総合譲渡・一時所得による収入があった人は、この欄に記入してください。

10 配当所得に関する事項

前年中に株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金などの収入があった人は、この欄に記入してください。

11 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

前年中に賞金、懸賞当選金、生命保険個人年金など、他のいずれの所得区分にも該当しない収入があった人は、この欄に記入してください。

12 事業専従者に関する事項

白色事業専従者控除限度額（①か②のいずれか少ない方の金額）を記入してください。

① 配偶者 86万円	その他の親族 50万円
② $(\text{事業所得} + \text{不動産所得} + \text{山林所得}) \div (\text{事業専従者の数} + 1)$	

13 別居の扶養親族等に関する事項

申告書左欄⑳～㉓及び16歳未満の扶養親族欄に記入した方が別居している場合は、その方の氏名、個人番号、住所を記入してください。

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

上場株式等に係る配当所得や譲渡所得があり、配当割額や株式等譲渡所得割額を特別徴収（源泉徴収）された場合で、その所得を申告した場合には、特別徴収された配当割額や株式等譲渡所得割額が算出された市・県民税の所得割額から控除されます。

15 寄附金に関する事項

寄附金税額控除の対象となる寄附を行ったときはこの欄に記入し、対象となる寄附金の証明書を添付または提示してください。

16 事業税に関する事項

事業税に関してあてはまる事項があれば記入してください。

17 所得金額調整控除に関する事項

あなたの給与の収入金額が850万円を超えていて、次の(1)～(4)のいずれかの要件を満たす場合は、必要事項を記入してください。

- (1) あなたが特別障害者に該当する
- (2) あなたに22歳以下の扶養親族がいる
- (3) あなたに特別障害者である同一生計配偶者がいる
- (4) あなたに特別障害者である扶養親族がいる

給与収入等に係る給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
550,999円まで	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額－55万円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	※収入金額÷4×2.4+10万円
1,800,000円～3,599,999円	※収入金額÷4×2.8－8万円
3,600,000円～6,599,999円	※収入金額÷4×3.2－44万円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－110万円
8,500,000円～	収入金額－195万円

※ 印の式は4で割った後、千円未満切捨てをしてから掛算等を行います

公的年金等に係る所得金額速算表

年齢	公的年金等の収入金額の合計	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (昭和31年1月2日以降生まれ)	1,299,999円まで	収入額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%－275,000円	収入金額×75%－175,000円	収入金額×75%－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%－685,000円	収入金額×85%－585,000円	収入金額×85%－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×95%－1,455,000円	収入金額×95%－1,355,000円	収入金額×95%－1,255,000円
	10,000,000円～	収入額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円
65歳以上 (昭和31年1月1日以前生まれ)	3,299,999円まで	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%－275,000円	収入金額×75%－175,000円	収入金額×75%－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%－685,000円	収入金額×85%－585,000円	収入金額×85%－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×95%－1,455,000円	収入金額×95%－1,355,000円	収入金額×95%－1,255,000円
	10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円

【所得金額調整控除】
(給与収入が850万円を超える場合)

※給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)～(4)のいずれかに要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。

- (1) 特別障害者に該当する
- (2) 22歳以下の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4) 特別障害者である扶養親族を有する

計算式

所得金額調整控除＝(給与等の収入金額－850万円)×0.1

※なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円

【所得金額調整控除】
(給与所得と公的年金等所得があり合計が10万円を超える場合)

※給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得の金額から差し引きます。

計算式

所得金額調整控除＝(給与所得＋公的年金等雑所得)－10万円

※なお、給与所得及び公的年金雑所得が10万円を超える場合は10万円

配偶者控除・配偶者特別控除の金額

		申告者の合計所得金額			
		配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	480,000円まで	70歳未満	330,000円	220,000円	110,000円
		70歳以上	380,000円	260,000円	130,000円
配偶者特別控除	480,001円～950,000円		330,000円	220,000円	110,000円
	950,001円～1,000,000円		330,000円	220,000円	110,000円
	1,000,001円～1,050,000円		310,000円	210,000円	110,000円
	1,050,001円～1,100,000円		260,000円	180,000円	90,000円
	1,100,001円～1,150,000円		210,000円	140,000円	70,000円
	1,150,001円～1,200,000円		160,000円	110,000円	60,000円
	1,200,001円～1,250,000円		110,000円	80,000円	40,000円
	1,250,001円～1,300,000円		60,000円	40,000円	20,000円
	1,300,001円～1,330,000円		30,000円	20,000円	10,000円
	1,330,001円～		0円	0円	0円

市民税・県民税の計算のしかた

令和3年度の市・県民税は前年中の所得を基礎として算出した次の「均等割」と「所得割」の合計値です。

(1) 均等割

市民税	3,500円
県民税	2,000円

※県民税のうち500円は、いしかわ森林環境税として森林環境保全のために使われます。

(2) 所得割

市民税及び県民税の所得割額は、次のように算出されます。
ただし、分離課税所得や山林所得等のある人は、別の計算方法により算出されます。

(ア) 課税標準額

申告書の⑫『所得金額の合計額』から⑳『所得から差し引かれる金額の合計額』を差し引いて『課税標準額（千円未満切り捨て）』を算出します。

(イ) 算出所得割額の計算

(ア)の課税標準額に一定の税率（市民税6%、県民税4%）を乗じます。

(ウ) 年税額の計算

- (イ)により算出された金額から
- ・調整控除(※1)
 - ・配当控除(※2)
 - ・外国税額控除
 - ・住宅借入金等特別控除
 - ・寄附金税額控除(※3)
 - ・配当割額・株式等譲渡割額

を差し引いた金額が所得割額（100円未満切り捨て）です。

※1 調整控除の計算（合計所得金額が2,500万円以下の場合には適用されます）

合計課税所得金額	控 除 額（市民税3%・県民税2%）	
200万円以下 の場合	①所得税との人的控除額の差額の合計額 ②合計課税所得金額	のいずれか少ない金額の5%
200万円超え の場合	{人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）}の5%に相当する金額 ※ただし、この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。	

※2 配当控除の控除率

配 当 の 種 類	1,000万円以下の場合		1,000万円を超える場合			
			1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当、剰余金の分配、証券投資信託信託、特定株式投資信託の収益の分配	1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く。）	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※3 寄附金税額控除の計算 <控除額は①と②の合計額>

※ 宗教法人等への寄附金は対象となりません。

- ① $\left[\begin{array}{l} \text{寄附金額か総所得金額等の} \\ \text{30\%の少ない方の金額} \end{array} \right] - 2,000円 \times 10\%$
- ② $\left[\begin{array}{l} \text{地方公共団体に対する} \\ \text{寄附金} - 2,000円 \end{array} \right] \times (90\% - \text{所得税の税率} \times 1.021)$
※所得割の20%まで

この手引の内容は、地方税法等に基づいて説明してあります。地方税法等の改正があった場合は、それに従い税額を計算します。